

第十号議案

江戸川区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区教育委員会教育長の給料等に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区
 条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

例 江戸川区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条
 例

第一条を次のように改める。

第一条 この条例は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤
 務時間その他の勤務条件を定めるものとする。

第三条第二項中「という。」の下に「第三条第二項」を加える。

本則に次の一条を加える。

第六条 この条例又は他に別段の定めがあるものを除くほか、教育長の勤務時間
 その他の勤務条件については、江戸川区の一般職の職員について定められてい
 るものの例による。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育長をいう。）に係る勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による。

（説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の改正に伴い、特別職の身分のみを有することとなる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定める必要があるもので、本案を提出いたします。